

# 一村一雇用おこし支援事業のご案内

**事業費の2分の1を助成します！  
1人雇うと30万円助成します！**

新規開業・新事業展開等により地域づくりに資する事業に取り組む事業主の皆さんを応援します。

## 支給を受けることができる事業者

- ①雇用保険法の適用事業を行う次の法人・個人等であること。
- ②次のいずれかに該当する法人・個人等

中小企業者 / 中小企業団体 / NPO法人 / その他地域づくりに資する団体  
ただし、直近の6カ月間、従業員を事業主の都合により解雇していないこと

③町から推薦と支援を受けて、地域づくりに資する次の事業を行うこと。  
新規開業・新事業展開等により取り組む、町の基本構想又は独自に策定・公表している地域づくり計画等の推進に寄与する事業

④常用の従業員2人以上を新たに雇い入れること。

特例として2人のうち常用雇用者が1人となっても認める場合があります。

常用の従業員とは、雇用保険の一般被保険者又は短時間被保険者となる従業員です。

一般被保険者 1週間の所定労働時間30時間以上

短時間被保険者 1週間の所定労働時間30時間未満20時間以上

## 助成内容

・事業費の助成 事業を実施するために必要となる設備投資資金、運転資金、試験研究・開発費を助成します。  
助成率はかかった経費の2分の1以内(250万円限度)

・雇い入れ(賃金)の助成 事業を実施するために新たに雇い入れた常用の従業員の賃金を助成します。一般被保険者 30万円/人、短時間被保険者10万円/人(人数制限なし)

## 応募のしかた

新規開業・新事業展開等により、新たな雇用を創出する事業が対象です。

すでに新規開業等に取り組んでいる事業者も、雇用の時期により対象となる場合がありますので、お問い合わせください。対象となる事業を行う場合は、事前に町に相談してください。(応募に必要な事業計画書の用紙は町に備えてあります)

事業計画書提出期限 平成16年6月21日(月)

お問い合わせ先 役場産業振興課商工係 ☎82-2111(内133)

## 退任の「あつこ」

大雪消防組合東川消防団  
団長 上村 栄一



この度、任期満了により3月31日付をもちまして、東川消防団長を退任いたしました。

昭和33年12月に消防団員を拝命して以来、42年4カ月、この間には平成8年4月から消防団長として8年間の長きに亘り、公私共に皆様の温かいご指導とご支援を賜り、大過なくその職責を全うすることができましたことを感謝いたしております。

今後は、一町民として微力ではありますが、消防の発展のため協力してまいります。

今後も変わらぬご交誼を賜りますようお願い申し上げます。永年のご協力に御礼申し上げます。

## 就任の「あつこ」

大雪消防組合東川消防団  
団長 堀部 國正



この度、永年消防行政にご尽力いただきました上村団長が勇退されることになり、その後任として私が4月1日付で団長の辞令を受けました。

浅学な私ではございますが、消防の使命を全うするため努力して参りたいと考えております。どうか町民の皆様、さらなるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。